

事業者向けの コロナ支援事業を実施します

▶ 中小企業者等支援金

売上が減少した中小企業者に対して支援金を給付。

対象 前年1・2月の売り上げと比較しどちらかの月で20%以上減少した中小企業および個人事業主

補助額 1・2月売上合計の前年同月から減少した額の2分の1(上限10万円)

※国の支援金または県の協力金を受給した金額は控除して計算

申し込み 4月15日(金)～6月15日(金)(必着)に、郵送で申請書(観光商工課・市ホームページにあります)・必要書類を観光商工課(〒443-8601)へ。

▶ 農漁業者等支援金

売上が減少した農漁業者に対して支援金を給付。

対象 前年1・2月の売上と比較しどちらかの月で20%以上減少した農漁業者

補助額 1・2月売上合計の前年同月から減少した額の2分の1(上限10万円)

※国の支援金または県の協力金を受給した金額は控除して計算

申し込み 4月15日(金)～6月15日(金)(必着)に、郵送で申請書(農林水産課・市ホームページにあります)・必要書類を農林水産課(〒443-8601)へ。

▶ 新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金

中小事業者などが新しい生活様式の実現のために実施した費用の一部を補助。

対象 市内に店舗・事務所を有する中小事業者など

補助額 市内にある店舗・事業所に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として導入する備品または実施する工事費用の2分の1(上限20万円)

申し込み 4月1日(金)～令和4年2月28日(金)に、申請書(観光商工課・市ホームページにあります)・必要書類を直接観光商工課へ。

▶ キャッシュレス決済手数料補助金

中小事業者などがキャッシュレス決済事業者に支払う決済手数料の一部を補助。

対象 市内に店舗を有し店舗で消費者と対面で金銭の授受を行う中小事業者など

補助額 4月～令和4年2月のうち最大6カ月分の決済手数料の3分の1(上限3万円)

申し込み 4月1日(金)～令和4年3月31日(金)に、直接または郵送で申請書(観光商工課・市ホームページにあります)・必要書類を観光商工課(〒443-8601)へ。

※この他にキャッシュレス決済端末導入補助金を実施しています。

※キャッシュレス事業者を活用したポイント還元キャンペーンの実施を予定しています。

▶ 専門アドバイザーによる支援事業

商工会議所が実施する専門アドバイザーによる支援事業に対して、補助を実施します。各分野の専門家によるアドバイスをうけて、コロナ禍においても、事業転換等の対応をとり、売上を伸ばせるような経営改善を目指す事業者を支援します。

問合先 商工会議所(☎ 68-7171)